令和５年６月１４日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和５年（ワ）第２００２号　損害賠償請求事件

口頭弁論終結日　令和５年５月２４日

判　　　　決

東京都[redacted]

原　　　　告　　[redacted]

同訴訟代理人弁護士　　高　橋　雄一郎

東京都[redacted]

被　　　　告　　伊　藤　春　香

同訴訟代理人弁護士　　福　永　活　也

主　　　　文

１　被告は、原告に対し、１１万円及びこれに対する令和５年２月４日から支払済みまで年３分の割合による金員を支払え。

２　原告のその余の請求を棄却する。

３　訴訟費用は、これを１００分し、その９７を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

４　この判決は第１項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第１　請求

被告は、原告に対し、３３０万円及びこれに対する令和５年２月４日から支払済みまで年３分の割合による金員を支払え。

第２　事案の概要

本件は、原告が、被告がツイッター（ツイートと称される短文の投稿を共有するウェブ上の情報サービス）上に原告のなりすましアカウント（以下「本件アカウント」という。）を作成し運用したこと、被告が本件アカウントを作成したことが明らかであるのに、原告が被告に本件アカウントを作成された旨記

載した投稿が被告の名誉権を侵害するとして訴訟（以下「前訴」という。）を提起したことによって損害を被ったと主張して、被告に対し、不法行為に基づき、３３０万円及びこれに対する不法行為の後の日である令和５年２月４日（訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年３分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

１　前提事実（当事者間に争いがない又は後掲各証拠若しくは弁論の全趣旨により容易に認定できる。）

(1)　当事者

ア　原告は[redacted]、ツイッターのアカウント（@necopippipi、@omoshiropipipi、[redacted]）で匿名の投稿を行っている。

イ　被告は、「はあちゅう」というニックネームで、長年、ブロガーや作家等の活動を行っており、多数の書籍を出版しているほか、被告の開設するツイッターのアカウント（@ha-chu）は２３万人以上のフォロワーを有している。

(2)　本件アカウントの作成等

ア　被告は、令和２年９月頃、ツイッター上に、「おもしろおじぴぴ」[redacted]というアカウント（本件アカウント）を作成した。

イ　本件アカウントのアイコンには、原告の顔写真が使用され、原告のツイッターのアカウント（@omoshiropipipi）での投稿が背景画像に設定されている。プロフィール欄には、「趣味は児童虐待通報」と記載されている。

ウ　本件アカウントには、原告の氏名、原告の顔写真（モザイクがかけられているものもある。）、原告の出身地、年齢、血液型、職務経歴、メールアドレス、フェイスブック、ツイッター及びインスタグラムのアカウント、原告の個人事業に係るウェブサイトへのリンク等の情報が投稿されている。（甲５、２８）

エ　原告は、令和２年９月１４日頃、本件アカウントの存在を知り、直ちに、

ツイッター社に報告した。本件アカウントは、同年１０月１５日、ツイッターから削除された。（甲７の１、の２）

(3) 前訴の内容、経緯等

ア　被告は、令和４年１０月２６日、原告に対し、原告がツイッター上に被告のプライバシー権、名誉権及び名誉感情を侵害する投稿を行ったとして、不法行為に基づく損害賠償として５０万円（１３７万円のうちの一部請求）及び遅延損害金の支払を求める訴訟（東京地方裁判所令和４年(ワ)第２７１０１号。前訴）を、東京地方裁判所に提起した。被告が名誉権の侵害に当たると主張した投稿の中には、「そういえば、はあちゅうに酷いなりすましアカウントを作られたことがありましたね・・・」という投稿（以下「本件投稿」という。）も含まれていた。（甲１０）

イ　原告は、前訴で提出した令和４年１１月１１日付け答弁書及び同月１８日付け被告準備書面(1)で、本件アカウントを被告が作成したことを主張立証したが、被告は、この事実を否認し、本件アカウントは原告が作成した可能性があるなどと主張した。（甲１１、１２）

ウ　原告は、前訴で提出した令和４年１２月９日付け被告準備書面(2)で、本件アカウント作成に利用されたメールアドレスが被告の電話番号と紐付いていることを主張立証したところ、被告は、同日、本件投稿に係る訴えの取下げをし、同月１２日、前訴の裁判官の訴訟指揮に応じ、本件投稿に係る請求の放棄をした。（甲１４～１６）

エ　東京地方裁判所は、令和５年１月３０日、被告の請求を一部認め（５つの投稿のうち３つについて、被告のプライバシー権や名誉感情を侵害するものと認めた。）、原告に対し、４０万円及び遅延損害金を被告に支払うよう命ずる判決を言い渡した。（乙３）

２　争点

(1) 不法行為の成否

(2) 損害額

3 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)（不法行為の成否）について

（原告の主張）

ア 本件アカウントの作成・運用について

本件アカウントの作成は、原告の人格の同一性を偽る行為であり、違法である。本件アカウントには、原告の顔写真のほか、生年月日、出身地、血液型、職務経歴、メールアドレス、各種ソーシャルネットワーキングサービスアカウントなど、原告の個人情報が投稿されている。これら投稿により、原告の肖像権、プライバシー権が侵害された。また、本件アカウントには、「趣味は児童虐待通報」と記載されているところ、当該記載は、原告の社会的評価を低下させるもので、名誉権を侵害するものである。

イ 前訴の提起について

本件アカウントは被告が作成しており、本件投稿に違法性がないことは明らかである。被告は、前訴で本件投稿が名誉毀損に当たると主張したが、被告の主張した権利が事実的、法律的根拠を欠くことは明らかであり、被告はそのことを知りながら訴訟提起をしている。よって、前訴は不当訴訟に当たる。

（被告の主張）

ア 本件アカウントの作成・運用について

本件アカウントは、他者の投稿をそのまま転載するのみで、オリジナルな表現内容はほぼなく、趣旨・内容等が不明なアカウントであって、特段、原告の人格の同一性を偽っているとはいえない。原告は、自身の様々なホームページにおいて、出身地、血液型、職務経歴、メールアドレス、各種ソーシャルネットワーキングサービスアカウントを公表している。よって、原告のプライバシー侵害もない。「趣味は児童虐待通報」との記載は、原

告の社会的評価を低下させるものではない。

イ　前訴の提起について

本件投稿は、何ら具体性がなく、被告は真実性の検討のしようがなかったし、公益目的に基づくものとは容易に言い難いものであったから、違法性阻却事由が優に認められるとはいえない。よって、前訴は不当訴訟には当たらない。

(2)　争点(2)（損害額）について

（原告の主張）

ア　本件アカウントの作成・運用について

原告は、被告による本件アカウントの作成によって、約１か月間、強い不安を感じ続けるとともに、社会的評価の低下に悩まされた。その精神的損害は２５０万円を下らない。弁護士費用相当額の損害は２５万円を下らない。

イ　前訴の提起について

原告は、被告の提起した前訴の応訴を強いられ、代理人の選任及び証拠収集を余儀なくされ、強い不安を感じた。その経済的・精神的損害は５０万円を下らない。弁護士費用相当額の損害は５万円を下らない。

（被告の主張）

争う。

第３　当裁判所の判断

１　争点(1)（不法行為の成否）について

(1)　本件アカウントの作成・運用について

ア　被告は、本件アカウントを作成・運用しているところ、前記前提事実のとおり、本件アカウントは、アイコンに原告の顔写真が用いられ、原告のツイッターのアカウントでの投稿が背景画像に設定されているほか、原告のＳＮＳでの他の投稿を転載するなどしていることがうかがえるものであ

り（甲５）、あたかも、原告が作成し、原告が運用するものであるかのように振る舞うものといえ、原告になりすますものと認められる。

イ　被告は、本件アカウントを使用して、原告の顔写真のほか、原告の出身地、年齢、血液型、職務経歴、メールアドレス、フェイスブック、ツイッター及びインスタグラムのアカウント、原告の個人事業に係るウェブサイトへのリンク等の情報を投稿している。人は、自己の容ぼう、姿態を撮影された映像や画像をみだりに公表されない人格的利益を有しているところ、本件において、原告の顔写真の公表の必要性は認め難い上、公表の態様がインターネットを利用する者であれば誰でも閲覧可能なツイッターへの投稿という形であり、原告の顔写真が拡散する可能性も高いということ等からすると、社会生活上受忍の限度を超えるものとして、原告の肖像権を侵害するものといえる。また、原告の出身地や年齢等上記の情報は、原告の個人情報であり、プライバシー権を構成するものといえ、被告が、原告のプライバシーに係る情報について、本件アカウントを使用して投稿したことは、原告のプライバシー権を侵害するものといえる。たしかに、被告の主張するとおり、原告のこれらの情報は、原告自身が運営するホームページ等によって公表されていることが認められるけれども（甲４、乙２の１～２の５、５①、②）、肖像やプライバシーに係る情報は、人格を形成する基礎であって、人は、肖像やプライバシーに係る情報を他人に冒用されない権利を有しているというべきであるから、上記事実は、上記認定を左右するものであるとは認められない。この点は、原告の損害額を算定するに当たって考慮するのが相当である。

ウ　本件アカウントのプロフィール欄には、「趣味は児童虐待通報」と記載されている。一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすると、当該記載は、本件アカウントの持ち主は、児童虐待の通報を楽しみとして愛好していると理解されるといえる。しかしながら、児童虐待の通報自体は、何

ら違法・不当な行為ではないから、これを愛好しているからといって、当該人物の社会的評価が当然に低下するとは認められない。よって、上記記載が、原告の名誉権を侵害するものとまでは認められない。

(2) 前訴の提起について

被告は、本件投稿が被告の名誉権を侵害するとして、前訴を提起している。本件投稿の内容は、被告になりすましアカウントを作成されたというものであり、なりすましアカウントの作成は違法・不当な行為であるから、本件投稿の内容は、被告が違法・不当な行為を行う人物であるとの事実を摘示するものといえ、被告の社会的評価を低下させるものであるといえる。しかしながら、被告がなりすましアカウントである本件アカウントを作成したことは事実であるから、本件投稿の主要部分は真実である。また、なりすましアカウントを作成することは、違法・不当な行為であり、人格を偽った投稿がされる危険の高い行為であるから、本件投稿の内容は、事実の公共性があり、公益目的をもって投稿されたと認められる。そうすると、本件投稿には違法性阻却事由が認められ、名誉毀損に当たらないことは明白といえる。そして、本件アカウントを作成したのは、他ならぬ被告自身であるから、被告は、当然、本件投稿が名誉毀損を構成する事実的、法律的根拠を欠くことを認識していたと認められる。そうすると、前訴のうち、本件投稿が被告の名誉権を侵害すると主張したことは、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くといえ、不法行為に当たると認められる。

2 争点(2)（損害額）について

(1) 本件アカウントの作成・運用について

原告は、本件アカウントの作成・運用によって、自身の預かり知らないところで、自己の肖像やプライバシーに係る情報を暴露され、一定の精神的損害を被ったものと認められる（甲２８）。しかしながら、他方で、暴露された情報は、既に、自身が公表している情報であって、新たな情報は認められ

ないこと、本件アカウントは１か月程度で閉鎖されていること、フォロワーは２名であり（甲５）、広く伝播したとはいえないこと（原告は、投稿に付されたハッシュタグを理由に広く伝播した旨主張するが、これを裏付ける証拠はなく、採用できない。）、被告が本件アカウントを作成するに至った背景には、原告が被告を執拗に観察し、被告のプライベートに係る情報等を投稿していたことも影響していたと考えられること（甲２、１０、乙３、弁論の全趣旨）等を総合的に考慮すると、原告が被った精神的損害は５万円と認めるのが相当である。

(2)　前訴の提起について

原告は、被告から前訴を提起され、その中で、本件投稿が名誉権の侵害に当たると主張されたことにより、本来不要な応訴、立証等の負担を被ったものと認められる。しかしながら、他方で、本件投稿は、前訴の中で、不法行為を構成すると主張された６つの投稿のうちの１つであること、本件投稿に係る請求は、前訴提起から１か月半程度で放棄されていること、前訴は、原告の被告に関する投稿が一部プライバシー侵害等に当たるとして認容されており、前訴そのものの提起が不当な訴訟提起とはいえないこと、前訴の請求額は５０万円（認容額は４０万円）であること等が認められ、これらの事情を総合的に考慮すると、原告が被った精神的損害は５万円と認めるのが相当である。

(3)　弁護士費用

本件事案の内容、認容額その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、被告による不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は１万円と認めるのが相当である。

(4)　合計　１１万円

３　結論

以上によれば、原告の請求は、主文の限度で理由があるから、その限度で認

容し、その余は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第３７部

裁判官　味元厚二郎

これは正本である。

令和５年６月１４日

東京地方裁判所民事第３７部

裁判所書記官　石　川　　　舞